

参議院厚生委員会會議録第十三号

昭和二十七年十二月二十日(土曜日)午
前十時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤森 眞治君
理事 大谷 豊潤君
藤原 道子君
堂森 芳夫君

委員

長島 銀藏君
中山 壽彦君
河崎 ナツ君
山下 義信君
谷口弥三郎君

衆議院議員

政府委員

厚生省保険局長 久下 勝次君
引揚援護庁長官 木村忠二郎君
事務局側

常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁巳君
会専門員

本日の会議に付した事件

○船員保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(藤森眞治君) それでは只今
から厚生委員会を開きます。

昨日の委員会に引き続きして船員保
険法の一部を改正する法律案並びに戦

第八部

厚生委員会會議録第十三号

昭和二十七年十二月二十日【参議院】

傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改
正する法律案、この二つを議題にいた
します。先ず船員保険法の一部を改正
する法律案から始めまして質疑をお願
いいたします。

○藤森芳夫君 私はこの保険金を上げ
るということには勿論賛成なんです
が、この船員保険法の一部を改正する
法律案の提案理由の説明を見てみます
と、国会の会期などの都合で早急に改
正する措置を講ずることができない真
れがあるから、それで社会保険審議会
の意見を聞いて厚生大臣が定めるよう
に変えたいと、まあこういうふうな説
明がしてございます。私はやはりこの
国会の審議によつて、法律案によつて
改正して行くということが本場の建前
でありまして、これは本来の意味から
言つたら、非常に何と申しますか、国
会の審議を無視して行くというふう
な、まあ輕視と言いますか、そういう
ふうな匂いが非常に強いということ
は、これは或る意味では重大な問題で
あると、こういうふうな考えをわけて
あります。この出す意味合はよくわか
りますけれども、この法を改正する意
味はよくわかるのですが、そういう考
え方がやはり厚生当局にあるというこ
とは、一つのまあ警告ですけれども、
我々は議員として考えるべきことであ
る、こういうふうな考えです。これに
対して一応御答弁願いたいと思いま
す。

○政府委員(久下勝次君) 只今のお尋
ねの問題につきましては、私どもは昨
日もちよつと申上げたのでございます
るが、陸上の労働者を対象としたしま
す失業保険法におきましても、賃金の
変動に応じて労働大臣が失業保険
金の日額表の改正をなし得るようにな
つておるのでございます。その先例を
考えますことが一つ、もう一つは、
従来とも或いは今後とも私どもの考
え方は、陸上の失業保険金の最高日額が
変りました場合には法律の改正をお願
いをして、その最高額に合わせるとい
う方針をとつて参りましたし、又今後
もとつて参りたいという考え方の下
この条文を作つておりますので、むし
ろ私どもとしては、さようなこの法案
そのものに對しまして、国会のほうで
御了承を頂かないということであれば
止むを得ないのでございしますが、実
問題といたしますと、過去の例を見
まして、陸上の失業保険におきまし
ては、昨年の六月に三百七十円に最高
日額を上げた例があるの、この関係
から遅れまして、ただひとり国会の開
保だけでもございせんが、本年の三
月に失業保険法の改正を議決をして頂
きまして、四月一日から約九カ月遅
れて三百七十円に上つた前例もあ
るの、今この問題にいた
しまして、私どもは労働者において、
失業保険金の日額の最高額を四百六十
円に法律に基いてきめましたのを耳
にいたしたのが十一月の下旬でござい
ました。そこで早速これに倣つて上げ
なければならぬと思つたのでありま
すが、それには先ず財政の見通しを
明確にいたしませんと、簡単に日額を

変えるわけにも参りませんので、若干
の日時を費しまして、四百六十円に最
高額を上げた場合に、失業保険の財政
がどうなるかというのを検討いたし
たのでございます。その結果先般申上
げましたように、財政的に特別な予算
措置を講ぜずして最高額を上げること
ができるという見通しが立ちましたの
で、急遽法案を作成いたしまして、所
定の手続きを経て御審議をお願いする
ようにいたしました次第であります。それ
は十一月一日から四百六十円に上りま
すが、こちらのほうでは幾ら急ぎまし
ても、只今の見通しでは一月一日以降
になる見込みでございまして、少くも
もそこに一カ月という期間が遅れるこ
とになります。これは労働者の保護の
ためから申しますれば、私どもとして
は必ずしも適当な方法ではないと考
えて、その意味合におきまして、
具体的な金額を明白にこの条文の中に
現わすことはいたしませんでしたが、
併し実質的には失業保険、陸上の失業
保険金の最高日額を基準とするという
表現によりまして、これに倣うという
精神を現わした次第でありまして、行
政官庁が自由勝手にこの法律に基いて
最高日額をきめるということに對して
は、相當きつぱが嵌められておる条
文であると考えておるのでございま
す。さような意味合におきまして、
只今御質問の点は御了承頂けるので
ないかと考えまして、御提案を申上げ
た次第でございまして、決して私ども
の考え方の中には、さような意味合に

おきまして、国会の審議権を輕視する
というような考え方は毛頭ございませ
んと考えております。

○委員長(藤森眞治君) 他に御発言ご
ざいせんか。

○谷口弥三郎君 只今局長のお話によ
りまして、国会の審議権をどうこうす
るなんという考え方は毛頭ないとい
うお話でございまして、大いに安心い
たしました。この程度で質疑を打ち切
つたら如何でしょうか、提案いたしま
す。(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(藤森眞治君) それでは只今
の谷口君の動議は御異議ないものと認
めます。

それでは直ちに討論に入ります。

○長島銀藏君 討論は省略されたら如
何でしょうか。(賛成と呼ぶ者あり)
そうして直ちに採決に入つて頂きたい
と思ひます。

○委員長(藤森眞治君) 只今の長島君
の動議に御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(藤森眞治君) 御異議ないも
のと認めます。それでは採決いたしま
す。

船員保険法の一部を改正する法律案
を原案通り可決することに賛成のかた
の御举手を願います。

(賛成者举手)

○委員長(藤森眞治君) 全会一致でこ
ざいます。よつて本案は原案通り可決
すべきものと決定いたしました。

委員長が議院に提出する報告書には
多数意見者の署名を附することになつ
ておりますから、本案を可とされまし

つたものようでございます。個人個人につきましましては、除隊であるとか、或いは召集されて召集解除といったようなことが行われる、それに相当するものを復員という言葉で以て兵役法がなくなりましたのちに使われたものというふうにも考えるのでありますが、その時期をどこでとるか、元でございませうれば、一応現地の日本の部隊に帰りました除隊をする、これをいう／＼な終戦後の事情によりまして、上陸しました際に、そういう手続をするというふうなことにいたしました。そのうちにほかの事情によりまして帰郷するまで復員させない、帰郷して復員させるという時期をつたこともあるのであります。そういうことでありまして、復員の時期をいつにとるかということは一応事務上の便宜によつてやつておりましたので、たゞ／＼復員を或る時期に切りまして、その後の帰郷するまでの間に事故にお会いになる者につきましては、そういうような面でも非常に気の毒な点があるというようなところから、この立案をされたのではなからうかというふうに私は考えるのであります。そういうふうな趣旨でございませうので、この法は私どもとしては、そういう面でも一つの筋を引かれるものだ、今お説のございました点は、非常に気の毒な点が多々あると思ひますが、これをどういうふうな処理するかというような点については、まだ問題があるのではなからうか、非常に気の毒な人、これにつきましましては何かの措置を講ずるのが妥当ではなからうかということは考えるのでありますが、今我々としては結論が出ていない状態であります。

○山下義信君 大變御迷惑をかけまして、かれこれ申して恐縮なのですが、私も一、二伺つておきたいと思ひますが、結論的に申上げますと、私は対象者がこの援護の法に包含されることは、私は基本的に賛成なんです。洩れないように少しも合法的に国の援護が欠くところなく届くことを私は欲するものであります。従つて今回もそういう趣旨でこの法律案が出たことであらうと推測いたしますし、提案理由にもその通りお示しでありまして、全く同感であります。ただ注意をいたしまして、この改正案のために實際将来に支障が起きたりいたしまさることはこれは研究しておかきやならん、私はかように考える。そこで一、二の点を伺うのであります。これは先ほど伺いましたら、大谷委員からも御質問がございましたこととございませうが、具体的に第十東予丸の遭難者ということになるのであります。この改正によりまして、波及するところ、影響するところというものが私どもにはわかりません、不案内でございませうから……軍人、軍属のことの建前やいろ／＼なことが不案内でありますからわからん。どの程度影響があるものかということがわからん。東予丸と同じような事件があるかないかということは、それはわかるでございませうが、本法の改正によりまして影響するところが余辺までに及ぶかというところがわからん。これはその道の専門である行政部の説明を聞かなければならん。この法を改正して及ぶものは東予丸だけであるということならば問題が簡単だ。併しなから、この改正によつて復員後の負傷、疾病も取扱うということになる

と、堂森君の御質疑のあつたところ、その他方般、旧軍人軍属の取扱上どの程度まで影響するものであるかということだけを明白に御説明を願ひたい。これは政府から願ひたい。政府の証言を求めたい。

○政府委員(木村忠二郎君) ちよつと私今ほかの話をしておりました聞いておらなかつたので誠に申訳なかつたのですが、この改正によりまして、軍人軍属の身分につきましましては別に影響はないと思ひます。ただこの法律で以てみなすだけでございます。他に影響はなからうかと思つておりますが、或いはお答えが間違つておるかも知れませんが、そういう大體見解を持つております。ほかこれと同じようなのが第十東予丸以外にあるかどうかということとございませうが、他にははつきりこれに該当するという事例があるということは聞いておりません。ただ調べますれば、或いはそれ以外にも若干出て来るのではないかと。ただ問題になつておりますのは今のところ聞いておらないのであります。ただ全然ないということは申上げられなからうと思ひます。

○山下義信君 わかりました。影響するところがないということならば結構であります。であります。私はお尋ねしておきたいのですが、海外から帰還し、復員後遅滞なく帰郷する場合のその扱い方に、何が故に昭和二十年九月二日以後と限定したか。若し海外から帰還し復員後遅滞なく帰郷する場合に、その帰郷のための旅行中において自己の責に帰することができないもの、これを包含して行かうというならば、年次、月日を問わないのが私は筋だと思ひます。何が故に昭和二十年九月二日以後のものだけに適用いたして十九年、十八年、十七年のものに適用しないのかということについて提案者に筋を聞きたい。それだから私は影響しないか、片手落ちじゃないか、昭和二十年九月二日以後は事例は東予丸だけであらうが、もろ／＼の戦役中に……

○衆議院議員(明澤三郎君) この点は私は山下委員のお話の通りに考へておつたのであります。この九月二日という日を政府のほうの御希望によつて入れたのでございませうが、このとき以前には軍人というものがあつて、それから後は軍人がないというので、公務というところで引つかけなければならぬような立場だということでありませうが、詳しくは今長官がおられますから、長官のほうから申述べて頂きます。

○政府委員(木村忠二郎君) 先ほど申し上げましたように、復員の時期をいつにするかというやうな問題が出て参りましたのは終戦後の問題でございまして、これは大體召集解除をしますには、軍隊に帰りまして兵隊が引揚げて来まして、そしてそこで召集を解除する、その後解除されたあと自宅に帰る場合と、今回言つております場合とは場合が違ひます。この場合におきましては、大體昭和二十年九月二日以後に引揚げによりまして帰つて参りました者は、引揚げの港におきまして復員準備手続をするという建前をとりました。そういう建前をとりましたために影響を受けるものについて適法の処置をするという必要があるという御趣旨であると考へますので、この日を限つたわけでございませう。この日を限

りましたのは、そういうこの日以後のものにつきましまして、そういう不利な点があるという点については是正したいというふうなお気持ちのようでございますので、こういうふうになつておるのであらうと考へます。

○山下義信君 そうしますと、復員ということは、昭和二十年九月二日以前にはない、復員という専門語は、これは戦争をやめて兵隊が丸腰になつたときだけを復員と称するのだ、その前は復員というふうには称せんのだということ、それはならば本員の質問はこれは言葉を換へて、このような場合、つまり軍人がいわゆる任務を解かれて自分の家庭に帰るといふことは、あにたに復員のみならんや、除隊ということもあるし、召集解除といふこともあるし、要するに軍の任務を終つて帰郷の途中だ、だから軍人といふものがなくなつて、軍隊が廃止されて軍人がやめになつたことを、そのとき帰郷するから復員という用語だと限定するならば、そうなれば問題は簡単で、それならば昭和二十年九月二日という言葉も要らんのだ。復員という言葉は従来使われておつて初めて昭和二十年九月二日以後と線を引く必要があるのだから、復員といふことは、その昭和二十年九月二日以前にはないのだという現象ならば、その日に線を引く必要はない。でありますから、前から軍隊の用語として、兵隊が帰郷するとき、召集解除とか、或いは動員をやめたとか、平時の状態に返したといふことを復員という言葉を使つておるならば、昭和二十年九月二日以前においても使つておるならば、これは昭和二十年九月二日に適用するということ筋が立たな

いのであるまいか、こういうので
す。その復員という用語はど
うですか。昭和二十年以後に使われる、
いわゆる軍隊が廃止されて兵隊がやめ
になつたときに帰郷する言葉を復員と
称してゐるのですか、どうですか。そ
の点……

○政府委員(木村忠二郎君) この復員
という言葉は戦傷病者戦没者遺族等援
護法に使つております復員という言葉
は、従来から使つておりました本来の
復員という言葉とは違ひまして、召集
解除等に当るものを復員という言葉で
以て一応現わしておるわけでございます
。そこで只今申し上げましたように、
この復員という言葉に該当するような
事態というものは、九月二日以後に生
ずるものであらうと一応考えるのであ
ります。ただそういうような意味で
広く召集解除に相当するものを使つて
おりますので、誤解を招く虞れがあり
はしないかというふうに考えます。こ
で、この日を入れたほうがはつきりい
たすのではなからうかというふうに考
えておるわけでありまして。

○山下義信君 ですから、私はその誤
解を解きたいというのです。私の質問
は誤解を解きたい。それならばこの文
字に拘泥しないで……。それならば質
問を変えますが、なぜ復員後のこの人
たちに適用いたして、それ以前のいわ
ゆる何と言ひますか、軍務終了者と言
ひますか、召集解除というか、復員と
同じような状態の昭和二十年以前の該
当者には適用しませんか。

○衆議院議員(永山忠則君) この点に
つきましては、衆議院でもいろいろ研
究いたしましたわけでありまして、応
召を受けまして、入隊するまでの関係

の事故も、いわゆる応召途上の自己の
責に帰せないことで起きた者も救つて
やらなければならぬ、同時に先刻お話
のように、帰つてからあとの病気の問
題についても考える余地のものがある
といつたような広範の問題について
は、いずれ恩給法の改正の節がござい
ますので、その際に現在対象から漏れ
てゐる気の毒な者を総合的に研究して
根本的な取扱ひをいたそう、ただ九月
二日に絞りましたことは、これは海外
から帰るということ、遅滞なくとい
うこと、旅行中ということ、九月
二日ということ非常に狭く絞つたの
であります。九月二日、終戦後の関
係は政令三百号で一応港で復員手続は
しますが、政府の責任において家まで
送り届けるということ、マツカーサ
ー命令で、旅行中を一切政府の責任に
おいて輸送いたしておつた当時の関
係、輸送困難な状態等もありましたの
で、そういうような取扱ひの状態もあ
つたので、それらを考慮して、終戦後
の関係は一時郷里まで政府輸送でやつ
ておつたときもあるようなことを勘案
しまして、終戦後の旅行中という範囲
で一応この問題を処理して行きたいと
いう政府側の強い要望がございました
ので、政府の意見を取入れまして、こ
ういうようにいたしました次第であり
ます。

○山下義信君 御趣旨はよくわかるの
であります。殊に提案者は皆御々たる
法曹家でありまして、その点は十分
信頼いたしますが、私は絞れば絞るほ
どむしろ私は疑念が生ずる。それで、
結局絞つて絞つて絞るということは、
特定の場合の特定の対象に適用しよう
とするから絞るのである、煎じ詰める

と……。ですからそういうことは、実
際の筋と言へば、私はこの援護法は原
則がずつと皆各条とも出してあるので
あつて、特定の場合に適用するような
原則というものは、従来の援護法の中
にはなかつた。これは戦傷病者戦没者
遺族等援護法の特例、特例なんです。
従つて端的に言うならば、東予丸の遭
難者の人たちに適用したいというなら
ば、別個に第十東予丸遭難者に対する
援護法に関する特例法というものを別
に出すというようにすることが私は筋が通
ると思う。そこで私は対象者に適用す
るように入れようとするから、原則の
ように書いておつて、而して他に波及
のしないような、混乱の生じないよう
な御配慮があつて、絞りに絞るような
ことをなさることによつて、むしろ適
正な適用を企図されながらも疑義が生
じて来る。それで私は質疑いたしてお
つて、この速記録が後に適用される場
合の証拠になると思ひますから、提案
者との間に質疑を交すのであります
が、又当院といたしまして、その点
を検討して置かなければならぬ。それ
で今おつしやつた絞られた三点、それ
がまあ検討して置かなければならぬ中
心になるわけでありまして、海外から
帰還するといふのです。そうすると
内地の部隊から復員する途中は何故適
用しないか。

○衆議院議員(永山忠則君) 九月二日
から後の分は、内地からの帰還関係は
政府のほうではもう終りをしておつた
と言つておるのであります。
○政府委員(木村忠二郎君) これはこ
こで問題になりましたのは、結局本来
ならば部隊で除隊すべきものを部隊で
除隊せずして、港で除隊したという点

が大きな問題でございまして、港で
除隊して、本来部隊のある所に帰るま
での間、大抵郷里の近くである場合も
ありましようし、そうでない場合もあ
りましよう。部隊に帰つて召集解除す
るのが従来軍隊のあつた時代には普通
の例であつたわけでありまして。そこ
がこの九月二日以後におきまして、港
で全部除隊してしまふ、港で復員をし
てしまふという措置を講じましたの
で、それから帰郷するまでの間ににお
きましては、軍隊が編成されたままと申
しまするか、皆が一緒になりまして帰
るといふようなことが非常に多いわけ
であります。その間に起りました事故
につきまして、そのままにいたして置
きますことは、従来との均衡上の問
題もございまして、何らかの措置
をとらなければならぬといふのが第十
東予丸の問題になつた点じやないかと
考えるのであります。そこで内地にお
きましては、内地の部隊で解除いたし
ますからして、これは問題ないの
であります。海外から帰つた場合にの
み港で除隊して家へ帰つて来るとい
うような特別の場合を生じて来るとい
うところから、こういうふうにしたほう
がいいといふことに相成つたのであり
ます。さういふことは考えております。
○衆議院議員(明禮三郎君) 実はこ
の問題はこれを第二條でやろうか、或
いは第七條に持つて行くか、いろ／＼
なところで考えたのでございまして、
結局第四條にこれを持つて行くとい
うことになつて、第四條の二にこれ
を入れたのであります。援護法の四條
の第二項に、やはり援護法の規定を御
覧下さるとわかるのですが、こういう
ことがあつたのです。軍人軍属が昭和二

十年九月二日以後、こうなつており
ます。引き続き海外にあつて復員する
までの間に、自己の責に帰することが
できない事由により負傷し、又は疾病
にかかつたときは、公務上負傷し、又
は疾病にかかつたものとみなす。とい
う二項がございまして。それを受けて四
條の第二の項目を起しまして、今度は
今提案申上げたようなものになつてお
るわけがございまして。大抵私どもこ
の年限は入れなかつたのでございま
すけれども、やはりこれを入れてもら
つたほうがいいといふので四條の第二
項を受けた形で、やはりそれを加えた次
第でございまして。

○山下義信君 今の明禮さんの第四條
第二項の御引例は、これは今回御改正
なさろうとするのとは反対なんです。
ですから、それを引例するわけには行
かない。第四條の第二項は復員するま
での間です。今度こちらは復員
後の対象者の措置をするのですから、
ですからやや似たような字句が使つて
あつて、似てはおりますけれども、同
様の場合ではないですね。

○衆議院議員(明禮三郎君) 今言
うのは同様じやないのです。二十年九
月二日の点です。ここで絞つたとい
ふことは二項でも絞つてあるから、やは
りここでも絞つてあると申上げたので
す。

○山下義信君 先ほど援護庁長官の御
説明を聞いておつたのですが、港で復
員すること、部隊で召集解除するこ
とも同じことなんです。今ここに問題
になつておることは……。ですから要
はその港から帰る途中、つまり復員と
いうことが港で行われる、その復員後
の帰る途中も、召集解除後から自分の

宅まで帰る途中、この途中を入れて行こうというところにおいては同じことなんでしょう。それで私が言うのは、港で復員というところのその手続をする場合の帰郷中を考慮してはいるならば、部隊の召集解除から帰る途中も入れるというところが筋が通るんじゃないかなというところを言ったのですが、どうでしょう、違いますか。

○政府委員(木村忠二郎君) これは確かに仰せの通りであります。そこまでもやるといことが悪いという意味じゃないのでございませうけれども、なぜこのものに限つてやつたかと申しますれば、若し終戦という事実がなければ、部隊は大体原隊まで帰りました、原隊で以て召集解除すべきものであつたのでございませう。それが戦争に負けた結果といまして、港で以て召集解除をしなきゃならぬという特別事情ができています。それでその後の問題については、そういう特殊事情で非常な不利をこうむつた者に対して何らの措置を講じないから、解除になつた者が困つたという御趣旨であらうと考へましたので、こういうふうなことにいたしましたのじやなかろうかと思ふのであります。

○山下義信君 ですから、私が復員後帰郷中といふことをカバーして行くならば、召集解除後帰郷中といふことも必然的に私は問題になつて来る、数字の上から言へば、ということだけ指摘しておいて、これは問題を残しておきましよう。それで私は、この例が開かれたならば、今度は内地であらうと、港であらうと、港でない所であらうと、召集解除後から帰郷中にも、同様に自己の責めに帰することのできない

事由によつて負傷し、又は疾病にかかつた者は皆包含しなければ筋が通らないことになつて来るということだけを申上げて、私はあなたがたの提案に賛成して、やはり内地であらうと、外地であらうと、部隊の召集解除後からの帰郷中は本法がそれに及ばぬことを希望するのです。そうせんというところが不公平なんです。不公平というところは如何なる場合でも容認しがたいので、私は問題にしなきゃならぬことだけは申上げておかなきゃならぬ。それからいま一つ、将来恐らく問題になることは、遅滞なく帰郷する場合と、こういうことです。これはまあ文字通り解釈すればよいでしょうが、一直線、真直ぐでありましようが、廻り道しなかつたといふことでありましようが、同様のことを私が連想いたしまするの、国家公務員の災害補償法などによりまして、公務員が公務上災害を受けたときの補償をいたすときに、公務出張旅行中にその旅行の道筋が真直ぐであつたか、廻り道であつたかといふことを非常に問題にするのです。それで少しでもこの道順が迂回しておつたならば公務員には災害補償法の適用をいたしません。これは提案者がよく御承知でありましよう。それでありますから、非常にそれは問題になるのであります。それで南緯を通つて行けば岡山に行けるのに、若し山陰線を通つておつたならば、これは山陰線の松江で負傷しても公務上の負傷になるかならんかが非常に問題になりまして、公務上の負傷に扱わないのです。国家公務員の場合はこのところ、遅滞なくといふことは、そういうことを考慮なさつたでしやうが、それでどの

程度を遅滞なくと認定されますか、この範圍を一つお示しおき願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(明礪三郎君) 御尤もなことでございますが、この点は実は御承知でもございませうが、復員をいたします人あるいは解除を申しますか、海岸或いは港で解除をしまして一番多かつたのは、御承知の共産党的な人と言ひますが、ソ連から帰りましてような人々が、駅に帰ると赤い旗を振つて、自分の身寄りの者が迎えに来ておつた、そういうようなことが非常に悪い影響を及ぼしまして、御承知の二十四年八月十一日の政令第三百号ができてまして、そういうことではいけないから、自分の郷里へ帰る、留守家族の居住する地又は引揚者の申告する地の市町村に到着するまで、その指揮に従ふといふような政令が出たのでございませうが、こういうような、まあこれは著しい例でございませうが、解除になつても盛んに旗を振つておる、何か月も後に帰るといふような、こういうふうなものには極端な例でございませうが、まあ私もこれは常識で考えまして、解除になつたらば解除になつた跡始末を、例えばそこで解除になつたあとの整理をするとか、或いは解除になりまして、おみやげを買ふとか、或いは解除になつた土地に親戚の者があるか、その親戚の者に挨拶をして行くといふようなことを、こういうふうな社交的な簡単なことをする、自分の帰郷の途につくといふようなものを指すのであつて、二年も三年もあつち廻り、こつち廻りして、そして帰ることは帰つたが、その途中で、怪我をしたとい

うようなものは含まないのだという意味で、これは遅滞なくといふ言葉は法律語でよく使つたのでありますが、これは常識で大体その機を逸せずには帰つたといふようなものを考へております。

○山下義信君 私の質問は大体終りましたので、今一つ念を押して置きたいことは、大体これはまあ言うまでもなく一応復員といふことになりまして、あとは普通の地方人といふ軍人ではない。それが適つて適用いたしますといふことですね。それでこの援護法におきましては、この軍人軍属に準ずるものの第三十四条と記憶いたしておりますが、対象者をこの本法に入れます。それでいふゆる国民の場合にはおきましては、甲慰金は三万円、年金は三万円。然るに第四二条の本改正案によりまして、まあ身分におきましては同じ国民でなつたのでありますが、元軍人、軍属であつたために、その復員の身分を更にこの軍人、軍属が戦中の戦死者と同様に扱うのであります。私はこの改正案に該当する人たちに對しましては、もとより満腔の同情を表すのでございませうが、この扱い方はまさに正規の軍人、軍属と同様の待遇にあるのであります。そこで待遇は上げればよいほどいいわけでありまして、こういうお扱いが国会において認められるといふことになり、政府も又異議なしといふことになり、政府も上は、我がが考慮いたさなければなら

の対象者に適用するといふだけのことでなくいたしまして、このことが国会の両院において御異議がないということになりますれば、本法に認められた軍人軍属以外のものが弾に當つて死し、軍人と同様の立場において戦死同様の扱いを受けたものに三万円という差額を付け、年金を支給せざる本法のほうの扱い方につきましても、将来国会は考へなければならぬことと私は思ふのであります。恐らく提案者も、もうすでに賢明な提案者は御承知でございますが、この種の取扱い方は飽くまで公平でなくちゃならぬ。公平を失しますれば、私は不測の災いを非常に憂慮するのであります。飽くまで公平を期さなければならぬ。而してその取扱い方は漸次これは高めて厚くして行かなければならぬと思ひますので、私はこの本案が不公平とは申しませんが、忌憚なく申し上げまして、この種の事例も多々あるでありましようし、他の委員諸氏からも御質疑があり、胸中お考えのところは同様であらうと思ひますが、やはり私は逐次一波万波であります。公平という原則を飽くまでその線に沿つて将来も考へて行かなくちゃならぬといふことを痛感するのであります。そういう場合におきましては、幸ひ提案者は他の一院である衆議院に属せられるのであります。どうかそういう場合におきましては、又御協力賜わらんことを私は希望を申上げて、提案者の御所見を承わつておきたいと思ひます。

○衆議院議員(明礪三郎君) 誠に山下委員のお説の通りでございまして、私ももて得る限り軍人軍属すべての遺族に対する待遇を考へ、なお援護

法或いは恩給法においても、その通りに行くべきものと信じて疑いません。又不肖みずから微力を投ずることはやぶさかでないものでございます。ただ、今御指摘になりました三十四条の第二項は、これは国家総動員法その他の徴用に類するものでございまして、本件の東子丸の水没者は軍人軍属そのものでありまして、多少この点は御指摘のと違ふかと存じまするが、もとより徴用工におきましても、余り区別を付けるべきものでないというところは私も同様と考えております。さような意味で、このたびの東子丸は、復員が港に着いたときできたか、實際自分の家に着いたときに復員が終つたのかということが法律上の解釈が異なるだけに、こういう厄介なお願ひをすることになつたのでありまして、實際恐らく死んだもの、軍人軍属は復員完了してない姿でおつたということを上上げて、この案の成立をお願いいたしたい次第であります。

○山下義信君 ちよつと私の申上げることが徹底していなかったかも知れませんが、私はもう多くは申上げません。ただ提案者に対して希望を申上げるだけでありまして、折角賛成するならば余りかれこれ申上げないで賛成したほうがいいのでありますが、要するところ軍人軍属といふとも、軍人軍属であつて而も正規の服役期間中の軍人軍属といふとも、戦死者であらざれば、病気で死せる者に対しては差別待遇をいたしておるのであります。たとえそれが復員直後であつても、如何なる事情でありましよう、そうなるということとは、この本法並びに恩給法等におきまするそのいわゆる戦時に

おける戦間行為による負傷でもなければ戦死でもないことは明白であります。それは同情という点におきましては、もうかれこれ差等はございませう。併しながら一応の筋を申上げますと、そういう区別をいたしておるのであります。然るに本法におきまして、その点について特例を開かれるということになれば、私は同じような特例を徴用工その他にも及ぼして頂きたいということを言つたのではなく、そこまですばやく国家保護を、言葉は悪いのですが、恩恵を及ぼそうとするならば、軍人軍属ではないけれども、第三十四条第二項は戦間行為で倒れた者しか認めないのであります。而もそれには三万円という差額が附してある、年金もないのであります。一段低い取扱ひである。何故ならばという、軍人軍属という身分でなかつたためでありまして、その死亡の状態が軍人と同様な戦間行為による死亡でなければ第三十四条第二項は認めないのであります。ただ身分が軍人軍属でなかつたために年金に差額があり、年金がないのであります。今回は死亡の状態は普通の国民の死亡或いは遭難にしばしばある状態でありまして、ただ軍人軍属であるということによりまして特段の扱いをなさるのであります。でありますから、一つの汽船に乗つて一緒に遭難するといふことは、そういう不幸なことは我々しばしば耳にします。そういう不幸な事例は軍人軍属のみでありませう。そういう遭難事件はしばしばあるものであります。今回はそれが軍人軍属なるが故に、而も情においては復員直後であり、又復員に今提案者の言われるような疑義があるわけでありまして、

要するところ戦地からお帰りになる途中なるが故に情において誠に深いものがありまして、かような途を恐らく開かれるのでありまして、理窟から申しますと、こういう御遭難は一般の国民にもいろいろあるのであります。そこで私はただ提案者に御留意願ひ、將來そういう点につきまして特段の御考察を仰ぎたいことは、第三十四条第二項、一般国民中軍人と同様の戦死等を遂げました者については軍人軍属より一段低い待遇が与えられたままであることを御記憶願つておきまして、將來とも機会がありましたらよろしく一つお含み願ひたい、かように申上げたわけであります。

○衆議院議員(永山忠則君) 只今の点は衆議院の厚生委員会でも非常に真剣に考えておりますし、將來十分考へて取扱ひたいと存じております。

○委員長(藤森眞治君) 他の御発言ございませうか。別に御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤森眞治君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○堂森芳夫君 討論は省略したらどうですか。

○委員長(藤森眞治君) 只今の堂森君の討論省略の動議に御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤森眞治君) 御異議ないものと認めます。それでは討論は省略いたしますして採決いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案 衆議院送付、原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤森眞治君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられましたがたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

大谷 肇潤	堂森 芳夫
藤原 道子	長島 銀藏
中山 壽彦	河崎 ナツ
山下 義信	谷口弥三郎

○委員長(藤森眞治君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはなしものと認めます。

なお本会議における委員長の口頭報告については委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤森眞治君) 御異議ないものと認めます。

本日はこれを以て散会いたします。

午前十一時四十九分散会

十二月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は十二月十七日)